

県立都市公園指定管理者評価・審査委員会委員公募要領

平成 20 年 2 月 13 日

改正平成 21 年 1 月 19 日

改正平成 24 年 2 月 16 日

改正平成 26 年 2 月 5 日

第 1 趣旨

この要領は、県立都市公園指定管理者評価・審査委員会(以下「委員会」という。)の委員の一部を公募することについて、必要な事項を定める。

第 2 応募資格

県内に在住する年齢 20 歳以上(応募対象年度の 4 月 1 日現在)で、別紙開催計画のとおり開催される委員会に出席することが可能な者とする。ただし、次の各号に掲げる者は除く。

- (1) 国会議員
- (2) 県議会議員
- (3) 常勤の新潟県職員
- (4) 県立都市公園の指定管理者に応募を予定している法人等の役員及び従業員等指定管理者の選定に関し利害関係を有する者
- (5) 今回の就任により委員会の委員としての在任期間が連続して 6 年（連続していない場合であっても、連続していない期間が 1 年未満の場合は通算）を超えることとなる者

第 3 公募委員の数及び任期

- (1) 公募委員の数 2 名以内
- (2) 任 期 3 年

第 4 募集期間

委員の募集期間は、毎年度に別途定める。

第 5 公募の方法

委員に応募しようとする者は、毎年度指定された期日までに下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 応募申込書(別紙様式)
- (2) 指定されたテーマの小論文

第 6 選考の方法

提出書類の審査及び必要に応じ面接を行う。

第 7 定員に達しない場合等

応募者が定員に達しない場合又は選考の結果、定員に満たない場合は、必要に応じ欠員分を再公募することができる。

第8 この要領に定めるもののほか、委員の公募に関する事項は別途定めるものとする。

附則

この要領は、平成 20 年 2 月 13 日から施行する。

附則

この要領は、平成 21 年 1 月 19 日から施行する。

附則

この要領は、平成 24 年 2 月 16 日から施行する。

附則

この要領は、平成 26 年 2 月 5 日から施行する。